

特定漁港漁場整備事業計画変更書(案)
(重要な変更)

(三石地区)

令和8年●月●日

農林水産省

目 次

1	変更理由	1
2	変更後の目的	2
3	変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項	4
4	変更後の事業費に関する事項	16
5	変更後の効果に関する事項	16
6	変更後の環境との調和に関する事項	17
7	変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項	17

特定漁港漁場整備事業計画変更書

1 変更理由

変更理由	
	<p>三石漁港は、北海道日高地方の西側に位置し、サケ定置網、採藻等の沿岸漁業の流通拠点として、また周辺海域で操業する外来船の陸揚げ拠点として重要な役割を担う第3種漁港である。</p> <p>本計画では、漁業活動の安全性及び効率化かつ大規模自然災害に備えた対応力強化が課題となっていた。このため、漁業活動の安全性向上を図るための防波堤延伸・護岸改良整備、水産業の早期再開を図るための防波堤の耐津波対策、主要陸揚げ岸壁の耐震・耐津波対策及び道路の液状化対策と併せて、漁業活動の効率化を図るための道路及び用地の改良整備等を鋭意進めてきた。</p> <p>令和4年には、西防波堤の構造見直し等に伴う事業費の変更について軽微な変更を行ったところである。</p> <p>今般、情勢の変化により、以下のとおり計画事業費及び計画期間の変更が生じることから、計画の変更を行うものである。</p> <p>1. 計画事業費の変更</p> <p>以下の要因により、計画事業費を3,048百万円から3,590百万円に変更する。</p> <p>④北防波堤(改良)</p> <p>資材価格の高騰により、ブロックの製作費用が増加したため、事業費を増額する。</p> <p>⑤西防波堤(改良)</p> <p>現地調査の結果、施設周辺の水深が計画当初から変化していることが判明したため、堤体の拡幅及び消波ブロックの重量増等が必要となった。これにより、事業費を増額する。</p> <p>⑧-3.5m岸壁(改良)</p> <p>新たに公表された想定津波に対する安定照査を実施したところ、構造の変更が必要となった。これにより、事業費を増額する。</p> <p>2. 計画期間の変更</p> <p>岸壁工事における利用調整等により、計画期間を2年延伸し、完了予定年度を令和10年度とする。</p> <p>以上は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令47号)第6条第3号に規定する「計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更」に該当するため、計画の変更を行う。</p>

2 変更後の目的

目的	
	<p>(1) 地域の特徴</p> <p>新ひだか町は、北海道襟裳岬の西部に位置し、三石漁港は新ひだか町の東部に位置する漁港である。地勢としては、背後に日高山脈に連なる山岳丘陵地帯があり、太平洋沿いに市街地や集落が形成されている。気候は年平均気温約8℃と、夏は涼しく冬は雪が少ないため、比較的穏やかで過ごしやすい地域であるが、冬期間は季節風が強く漁業活動への影響が大きい。新ひだか町の人口は20,229人(R7 北海道 住民基本台帳)で、昭和40年の35,754人(旧静内町と旧三石町の合計)をピークに6割程度にまで減少した。三石漁港が位置する地区の人口は1,289人(R5 港勢調査)と町内人口の僅か6%となっているが、漁港の水揚げ金額は458百万円(R5 港勢調査)に達しており、漁業においては日高西部圏域における流通拠点漁港としての役割を担っている。</p> <p>(2) 水産業の沿革と現状</p> <p>旧三石町における漁業は天明6年(1786年)頃に始まり、明治20年(1887年)に新潟県からの移住民によってタラ釣り・タコ釣り等の漁業が本格的に行われ、これが漁業の創始とされている。また、沿岸漁業の主力であるコンブは、アイヌの採取が始まりと言われており、学名「ミツイシコンブ」は、明治35年宮部金次郎博士によって学名が付けられ今日に至っている。三石漁港の漁業形態は、定置網、採藻、刺網、かご漁、イカ釣りなどが行われサバ、コンブ、カレイ、タコ、ブリ、サケ、ツブ等が大宗を占めている(R5 港勢調査)。特に、近年漁獲が増加傾向にあるブリについては、地元漁協にてブランド化を図るなど、地域の主力魚種として重要な役割を担っている。</p> <p>(3) 漁港漁場整備の沿革と役割</p> <p>三石漁港は昭和26年に第3種漁港の指定を受け、同年開始された第1次漁港整備長期計画により、沿岸漁業に対応した陸揚拠点としての整備が行われてきている。第7～9次漁港整備長期計画では沿岸漁業を中心としたサケ定置網や刺網、コンブ等磯根漁業の地元漁船をはじめ、道内外のイカ釣り船の漁業基地として整備が進められている。</p> <p>前特定漁港漁場整備事業計画(H14～28)では、陸揚から流通に至る衛生管理対策施設が整備された。また、イカ釣り漁業やコンブ漁業の陸揚げ待ち時間等を解消するための係留施設や港内静穏度の向上を図るための外郭施設の整備が進められた。</p>

(4) 当該事業計画の目的

1. 持続可能な漁業生産の確保

①災害リスクへの対応力強化

三石漁港は、日高西部圏域の流通拠点漁港であるものの、耐震性能が強化された岸壁は耐津波性能がなく、接続する道路も液状化対策がされていないため、津波来襲後において、漁業活動が長期間休止するおそれがあり、その場合、水産物の安定供給だけではなく地域経済にも影響を与えることから水産業の早期再開のための対策が求められている。

このため、岸壁と防波堤の耐津波対策及び道路の液状化対策により防災機能を強化し、津波来襲後における水産業の早期再開を可能とする体制の確保を図る。

2. 漁村の魅力と所得の向上

①拠点漁港における安全対策の推進

三石漁港の沖合では、道内外のイカ釣り外来船が操業しており、荒天時の避難港として、漁場から近距離にある三石漁港への避難要請があるが、外郭施設の不足から港内が擾乱し、第1港区では漁船が損傷するなど安全に係留することができないため、海難の危険性がある中、やむを得ず遠距離にある他港へ避難を行っている。また、護岸などからの越波により係留漁船を警戒するなどの作業負担や道路舗装が破損するなどの被害が生じている。

このため、外郭施設を整備し、港内静穏度の向上により、漁業活動の安全性の向上を図る。

②漁業活動の効率化

三石漁港では、水産物の出荷用トラックが、イカ釣り利用の増加に伴う大型化と出荷先の増加に伴う台数増に加え、サケ定置網漁業とイカ釣り漁業などの出荷時間が重なった際には、出荷用トラックと積込用のフォークリフトが集中するため、荷さばき背後の道路が混雑し、道路路肩での出荷作業と道路上の通行車両との接触事故の危険性があるなど、漁業活動に支障が生じている。また、道路では老朽化による不陸が生じているため、出荷用のトラックやフォークリフトは速度を減じて走行せざるを得ず、作業効率が低下している。

このため、荷さばき所背後の道路と用地の配置を見直すとともに、交通の円滑化と安全を確保し、水産物の出荷体制の効率化を図る。

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

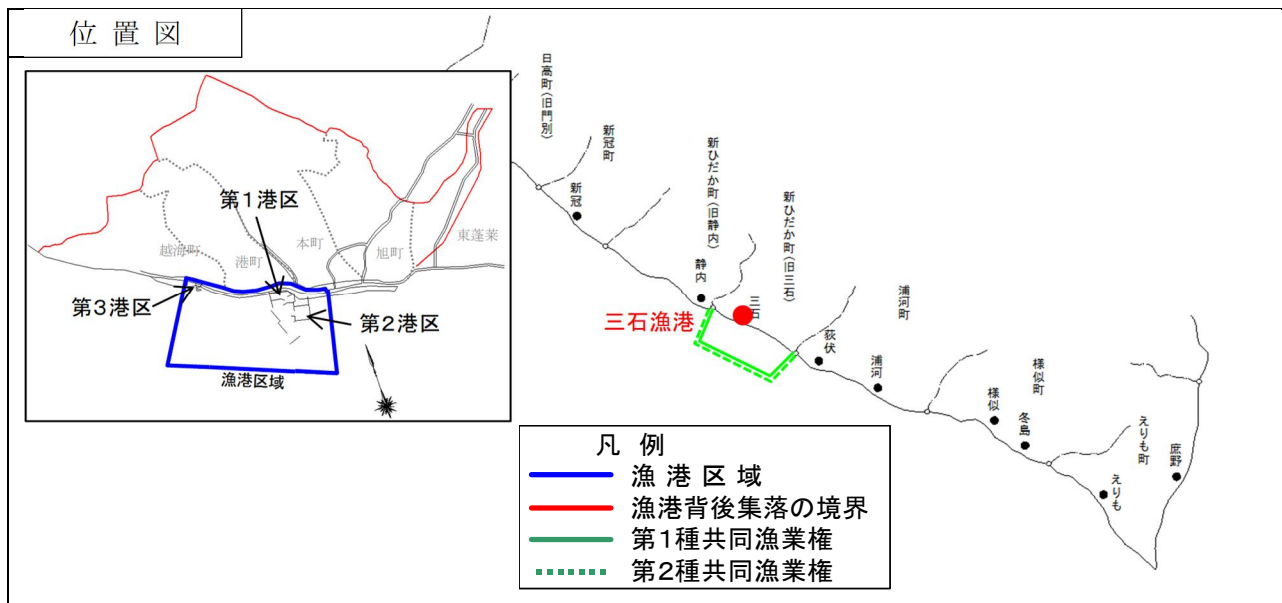
イ 区域名

区域名	三石地区
-----	------

ロ 所在地等

都道府県名	北海道	関係市町村名	新ひだか町
地域指定	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯特別対策特別措置法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、自然公園法(国定)		
整備対象漁港名	三石漁港	整備対象漁場名	

ハ 位置図



全景写真



1. 持続可能な漁業生産の確保

①災害リスクへの対応力強化

<防災対策の必要性>

計画施設： ④北防波堤(改良)、⑧-3.5m岸壁(改良)、⑨道路(改良)・・・第2港区



主要な陸揚岸壁の係留状況(H28年8月撮影)



津波による漁船被害(東静内漁港 H23年3月撮影)



津波による漁船被害(静内漁港 H23年3月撮影)

-3.5m岸壁は、衛生管理エリアに位置付けされたスルメイカやサケ等の大宗魚種の主要な陸揚岸壁であるため、今後想定される大規模地震・津波の発生時においても、陸揚機能維持を図り、水産業の早期再開に対応する必要がある。

三石漁港では東日本大震災により、津波の遡上による背後用地の浸水や漁船が防波堤に乗り上げる等の被害が発生した。また、近隣漁港においては、漁船の沈没や損傷等の被害が発生している。

2. 漁村の魅力と所得の向上

①拠点漁港における安全対策の推進

<港内擾乱状況>

計画施設：①東防波堤、②西防波堤、③島防波堤(改良)、
⑤西防波堤(改良)、⑥西護岸(改良)・・・第1港区



荒天時に港外からの波浪進入による港内擾乱により、船体動揺が生じ、漁船の損傷が発生している。荒天時における安全な避難係留水域の確保が課題となっている。

低気圧通過時において港内擾乱により船体が動揺し、船体に亀裂が発生する等、漁船の損傷が生じている。また、係船索の切断や緩み等の係留障害も恒常的に発生しており、漁船の警戒係留に伴う作業負担が増加している状況にある。

2. 漁村の魅力と所得の向上

①拠点漁港における安全対策の推進

< 荒天時作業状況 >

計画施設：⑦護岸(改良)、⑩道路護岸(改良)・・・第3港区



護岸からの越波状況(H28年8月撮影)



荒天後の清掃作業状況(H28年6月撮影)



コンブ陸揚用クレーンの避難作業(H28年8月撮影)

荒天時には護岸や道路護岸から越波が発生し、道路舗装や給電設備の損傷が発生している。

護岸からの越波により、砂や砂利が埠頭に打ち上げられるため、荒天後には、これらを重機や手作業により清掃作業を行っている。

荒天時は、コンブ陸揚用クレーンや漁船の損傷を避けるため、高台へ避難させる必要があり、漁業経費が発生している。

2. 漁村の魅力と所得の向上

②漁業活動の効率化

＜荷捌所背後における出荷作業状況＞

計画施設：⑨道路(改良)、⑩用地(改良)・・・第2港区



荷捌所背後の用地が狭く、道路を横断した出荷作業を行っているため、対向車が円滑に行き来できない状況にあり、水産物の積込・出荷作業に支障が生じている。



水産物の鮮度保持に加え、出荷時間の定時性やイカ釣り外来船の利用増加により、出荷用トラックの大型化や台数の増加があり、出荷体制の効率化や交通の安全を確保するため、用地や道路の拡幅が求められている。



道路は老朽化が進み、不陸によって雨水の滞水や土埃の飛散などが生じている状況にある。

ニ 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針	
<p>1. 持続可能な漁業生産の確保</p> <p>①災害リスクへの対応力強化</p> <p>1) 現況、課題</p> <p>三石漁港は、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震により、津波の遡上による浸水や漁船の乗り上げなど甚大な被害を受けた。北海道地域防災計画（平成 28 年改訂）では、最大 12m の津波来襲が想定されている。また、新ひだか町は、平成 18 年 2 月の中央防災会議により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の対策推進地域に指定され、平成 25 年に津波避難計画を策定するとともに、地域防災計画で三石漁港を海上輸送拠点として位置付けている。</p> <p>しかし、日高西部圏域の流通拠点漁港である三石漁港では、第 2 港区岸壁が耐震強化されている一方、津波に対する耐力が不足し、接続する道路も液状化対策が未実施である。このため、津波来襲時には漁業活動が長期間停止し、水産物供給や地域経済へ重大な影響が及ぶおそれがある。したがって、水産業の早期再開および海上輸送拠点機能の確保が求められている。</p> <p>2) 整備方針</p> <p>津波来襲後の水産業再開と海上輸送拠点機能を確保するため、第 2 港区の主要な陸揚岸壁である-3.5m 岸壁及び北防波堤の耐津波対策を行うとともに、道路の液状化対策を行う。</p> <p>2. 漁村の魅力と所得の向上</p> <p>①拠点漁港における安全対策の推進</p> <p>1) 現況、課題</p> <p>三石漁港沖合では夏季から秋季にスルメイカ漁場が形成され、道内外のイカ釣り漁船が操業している。荒天時には近距離に位置する三石漁港へ避難要請があるが、外郭施設が不足しているため港内が擾乱し、第 1 港区では漁船の損傷事例が生じており、安全な係留が困難である。このため、危険を抱えつつ他港へ避難せざるを得ない状況が続いている。</p> <p>また、潮位上昇や西風の増加により、第 1 港区では護岸からの越波が頻発し、漁船の損傷や警戒作業の増加が生じている。第 3 港区においても越波により砂利の堆積、舗装損壊、コンブ陸揚設備の避難作業などが発生している。</p> <p>2) 整備方針</p> <p>荒天時の港口からの波浪侵入を抑制し、第 1 港区の静穏度を向上させるため、東防波堤及び西防波堤の延伸並びに島防波堤の改良を行う。また、越波を抑制し、漁船の損傷防止や漁業活動の安全性を確保するため、第 1 港区の西防波堤、西護岸、第 3 港区の護岸及び道路護岸の改良を行う。</p>	

②漁業活動の効率化

1) 現況、課題

第2港区の荷さばき所背後道路は、サケ定置網漁業やイカ釣り漁業の水産物出荷に利用されている。近年、イカ釣り漁業の利用増に伴い出荷トラックの大型化・増加が進み、さらに両漁業の出荷時間が重なることで車両とフォークリフトが集中し、混雑している。

また、待機スペースが無い場合、反対車線側にトラックが待機せざるを得ず、車道幅が狭まり接触事故の危険性が高まっている。加えて、道路の老朽化による不陸により、車両が減速を余儀なくされ、出荷作業の効率が低下している。

2) 整備方針

交通の安全確保と作業効率の向上を図るため、荷さばき所背後の道路および用地配置の見直しを行う。

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

(平成 25 年 12 月現在)

(変更時の現況)

令和 5 年 12 月現在

整備対象 漁 港 名	属地陸揚量 (1,964 トン) 1,430 トン	属地陸揚金額 (609 百万円) 458 百万円	属人漁獲量 (1,597 トン) 1,405 トン
	三石漁港	登録漁船隻数 (107 隻) 84 隻	利用漁船隻数 (133 隻) 98 隻
主な漁業種類 (サケ定置網、イカ釣り、採藻) サケ定置網、採藻、タコ漁業、刺し網		主な魚種 (サケ類、スルメイカ、コンブ類) ブリ、サケ類、コンブ、タコ、カレイ類	

(将来見通し)

目標年：令和 10 年

整備対象 漁 港 名	属地陸揚量 1,775 トン	属地陸揚金額 534 百万円	
三石漁港	登録漁船隻数 78 隻	利用漁船隻数 98 隻	漁船以外利用船舶隻数 12 隻

将来見通しの考え方

< 属地陸揚量 >

近年では、海洋環境の変化からスルメイカやサケ類といった主要魚種の陸揚量が激減しているが、代わりにブリ、サバ等の陸揚量が増加している。このため、年変動はあるものの概ね 1,400 t から 2,000 t の間で推移しており、将来急激な漁獲量減少は考えにくい。以上を踏まえて、将来推計値は直近 5 か年の陸揚量を平均し予測した。

【属地陸揚量 (R10)】 1,775t

< 属地陸揚金額 >

陸揚金額は、市況単価に影響されるが、陸揚量と同じ直近 5 か年では概ね安定した推移となっている。従って、将来推計値は直近 5 か年の陸揚金額を平均し予測した。

【属地陸揚金額 (R10)】 534 百万円

< 登録漁船隻数 >

登録漁船隻数の推移は、過去 10 年間に於いて減少傾向にある。後継者への引継ぎや新規参入もあるものの、高齢化による引退も多く、直近 5 か年に着目すると、3 t 未満船 (船外機船) を中心に年間 1 隻程度の減少が見られる。このため、直近値である R5 年の登録漁船隻数から、高齢化による引退等による年間 1 隻の減少と、漁協ヒアリングにより把握した廃業予定の 1 隻分の減少を見込み、将来推計値とした。

【登録漁船隻数 (R10)】 78 隻

<利用漁船隻数>

①地元船

地元利用漁船隻数は、近年は登録漁船隻数と同数で推移しており、今後も同様と考えられる。このため、登録漁船隻数と同様に年間1隻の減少と廃業予定1隻分の減少を見込み、将来予測とした。

【利用漁船隻数[地元船] (R10)】78 隻

②外来船

三石地区に來航する外来船は主にイカ釣り漁船であり、隻数はスルメイカの資源状況に大きく影響を受ける状況にはあるが、直近5か年においては10~30隻程度で推移している状況となっている。このため、直近5か年の平均値を将来予測とした。

【利用漁船隻数[外来船] (R10)】20 隻

③利用漁船隻数

【利用漁船隻数[総数] (R10)】78 隻(地元船) + 20 隻(外来船) = 98 隻

<漁船以外の利用船舶隻数>

プレジャーボートの利用があり、許容スペースが限られていることから現状維持とする。

【漁船以外利用船舶 (R10)】12 隻

(2) 工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等

(漁港施設)

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名	漁港管理者名	
北海道	三石漁港	第3種	国	国(北海道開発局)	北海道	
計画 施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和8年●月 第2回変更 (重要な変更)		備 考
		単位	計画数量	単位	計画数量	
外郭 施設	①東防波堤	m	50.0	m	50.0	新設
	②西防波堤	m	65.0	m	65.0	新設
	③島防波堤(改良)	m	80.0	m	80.0	昭和51~55年度築造
	④北防波堤(改良)	式	1	式	1	昭和61~平成14年度 築造
	⑤西防波堤(改良)	式	1	式	1	平成16~17年度築造
	⑥西護岸(改良)	式	1	式	1	平成17、20~21、23年度築造
	⑦護岸(改良)	式	1	式	1	平成7~8年度築造
係留 施設	⑧-3.5m岸壁(改良)	m	90.0	m	90.0	昭和62~63年度築造 平成25~28年度改良
輸送 施設	⑨道路(改良)	式	1	式	1	平成2、13~14、16年度 築造
	⑩道路護岸(改良)	式	1	式	1	平成7~8年度築造
用地	⑪用地(改良)	式	1	式	1	昭和63~平成4年度 築造

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手予定年度	(平成29年度) 平成29年度	完了予定年度	(平成38年度) 令和10年度
--------	--------------------	--------	--------------------

ハ 計画平面図

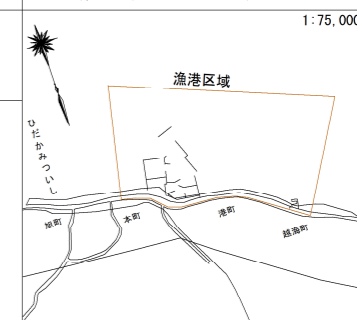
別紙による

三石漁港特定漁港漁場整備事業計画平面図

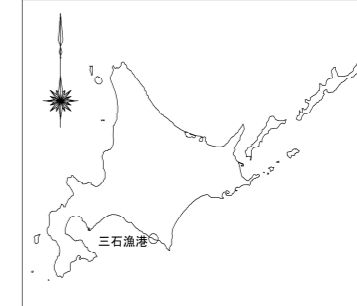
漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者
1136010	第3種	北海道	国	北海道

施行箇所
北海道日高郡新ひだか町

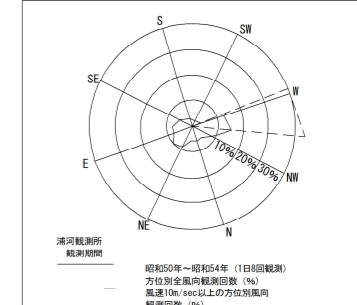
漁港区域図



位置図



風向・風速図

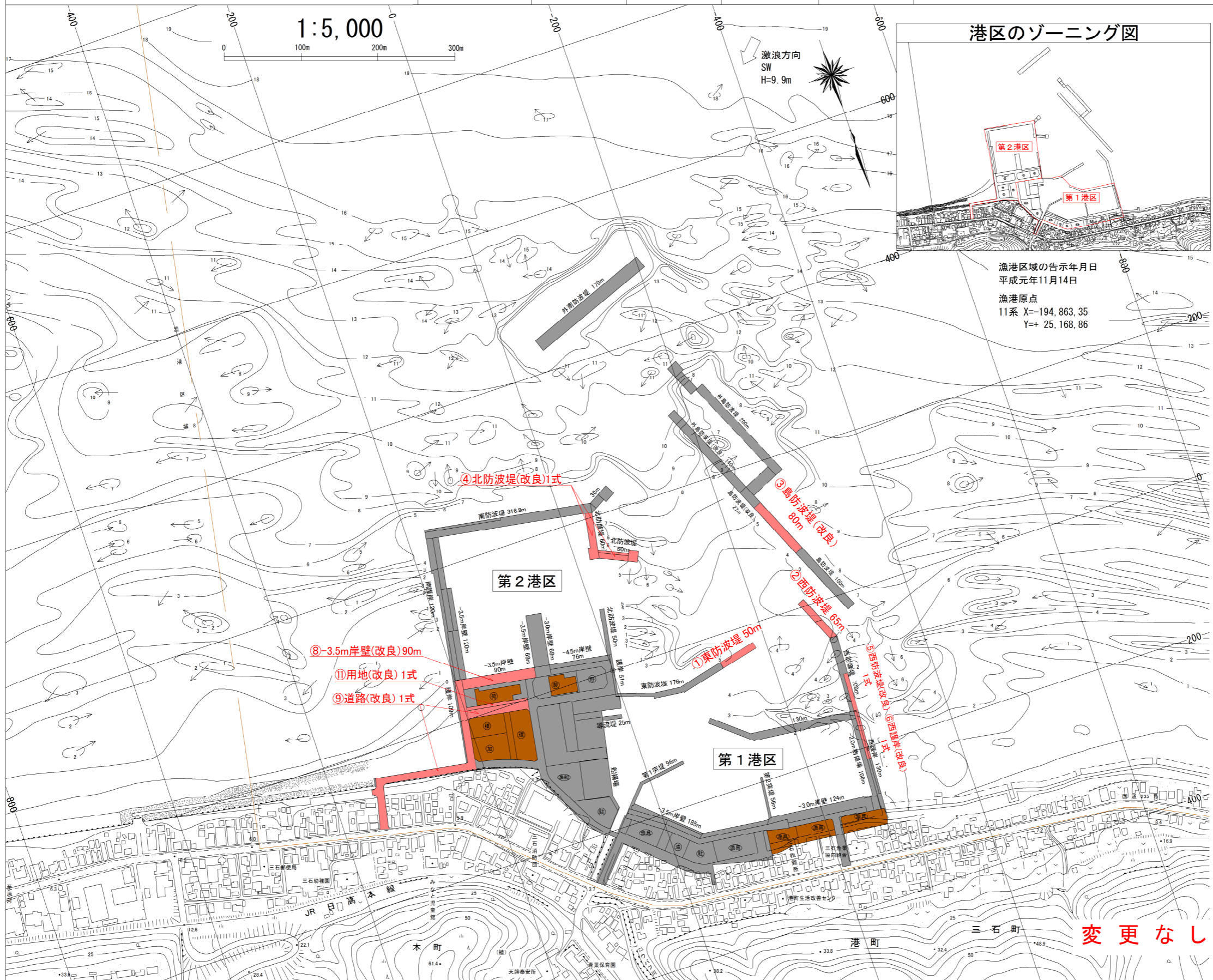


潮位図

H.H.W.L	+2.29
H.W.L	+1.70
T.P	+0.95
M.S.L	+0.93
D.L	
L.W.L	+0.00

凡例

- 平成28年度迄に完成した漁港施設
- 当該事業計画の内容
- その他の事業により平成28年度迄に完成した施設
- その他の事業による平成29年度以降計画



三石漁港特定漁港漁場
整備事業計画平面図

漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施行箇所
1136010	第3種	北海道	国	北海道	北海道日高郡新ひだか町

施行箇所
北海道日高郡新ひだか町

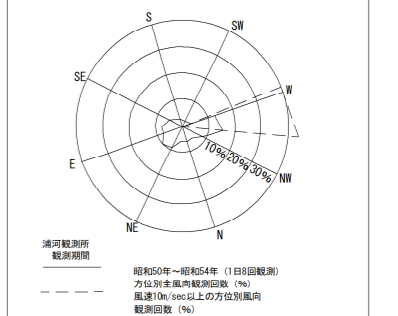
漁港区域図
1:75,000



位置図



風向・風速図

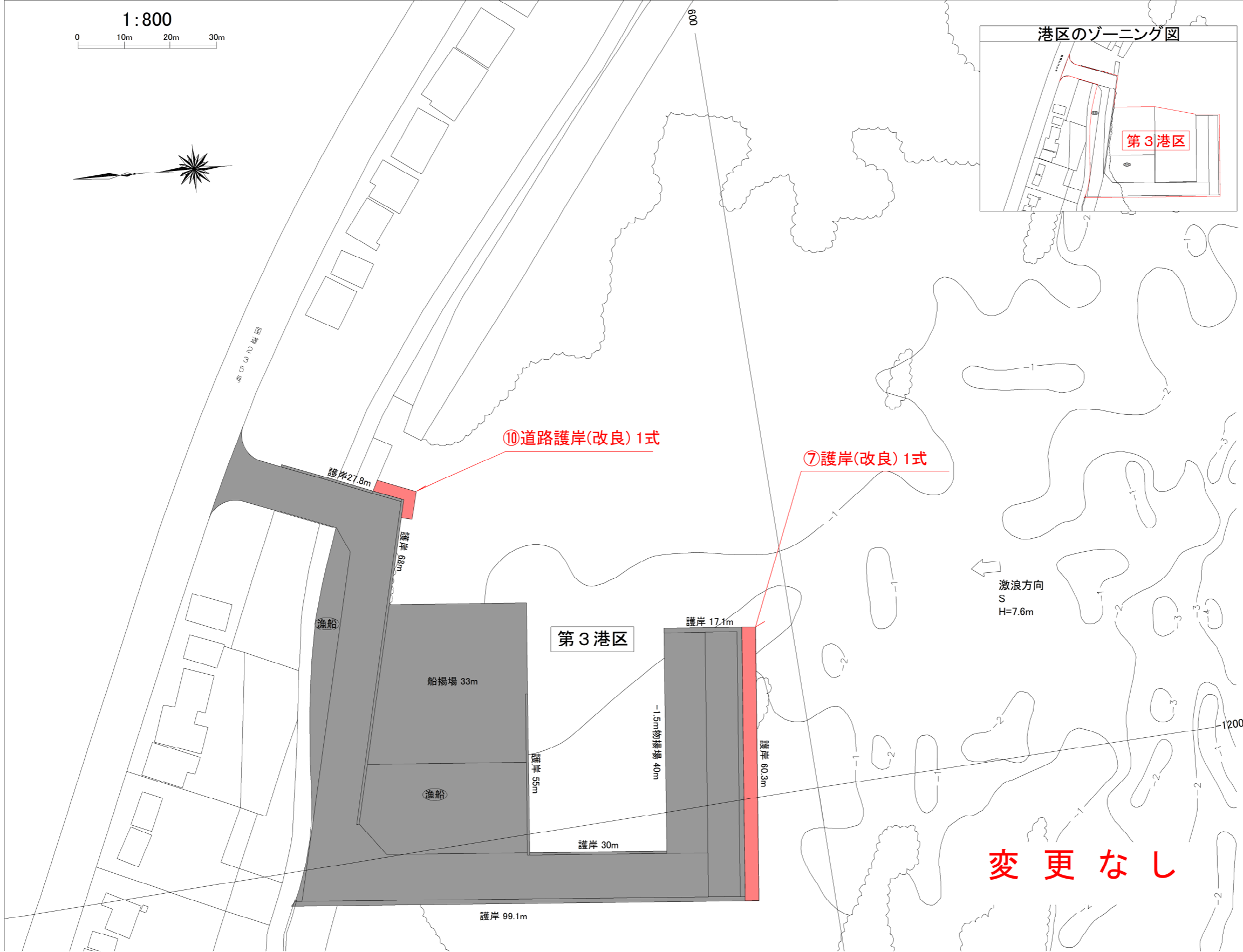
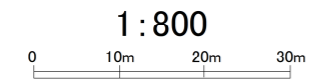


潮位図

H. H. W. L.	+2.29
H. W. L.	+1.70
T. P.	+0.95
M. S. L.	+0.93
D. L.	
L. W. L.	+0.00

凡例

- 平成28年度迄に完成した漁港施設
- 当該事業計画の内容
- その他の事業により平成28年度迄に完成した施設
- その他の事業による平成29年度以降計画



変更なし

4 変更後の事業費に関する事項

	変更前の計画事業費	令和8年●月第2回変更 (重要な変更)
計画事業費	3,048 (百万円)	3,590 (百万円)

5 変更後の効果に関する事項

1 主要な水産施策別の事業効果		
1. 持続可能な漁業生産の確保		
①災害リスクへの対応		
<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策による漁業活動損失の回避及び施設復旧費の削減 ・漁港整備による海難損失の回避 		
2. 漁村の魅力向上と所得の向上		
①拠点漁協における安全対策の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・外郭施設整備による係留、見回り及び上下架作業時間の短縮 ・外郭施設整備による漁船耐用年数の延長 ・外郭施設整備による航行作業時間の短縮 ・外郭施設等整備による漁船・クレーン移動時間の短縮 ・外郭施設整備による外来船の漁場までの航行時間の短縮 ・外郭施設整備による外来船の漁獲量の増加 		
②漁業活動の効率化		
<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備による積込作業時間の短縮 		
2 地域に与える影響		
外郭施設や係留施設の対津波対策により、大規模災害時に水産業の早期再開が可能となり、緊急物資の受入れによる地域の安全確保が期待される。		
3 費用対効果分析結果		
社会的割引率	4.0%	投資期間 平成29年度～令和10年度
現在価値化の基準年度	令和7年度	施設の耐用年数 50年
貨幣化による分析結果		
	変更前の分析結果	変更後の分析結果
貨幣化した効果項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物生産コストの削減効果 ・漁獲機会の増大効果 ・生命・財産保全・防御効果 ・避難・救助・災害対策効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物生産コストの削減効果 ・漁獲機会の増大効果 ・生命・財産保全・防御効果 ・避難・救助・災害対策効果
総便益額B	2,895 百万円	6,808 百万円
総費用額C	2,118 百万円	4,945 百万円
費用便益比率 (B/C)	1.37	1.38
参考	純現在価値：(B-C) 777 百万円	純現在価値：(B-C) 1,863 百万円
	内部収益率：(IRR) 5.98%	内部収益率：(IRR) 6.28%

4 事業の定量的・定性的効果(貨幣化が困難な効果)

- ・屋根付き岸壁及び荷さばき所背後用地・道路の整備により、「三石ぶり」ブランドの高品質化や出荷効率化が図られる。
- ・本漁港で水揚げされた漁獲物を道の駅等の観光施設や各種イベントで販売するなど、地域経済や観光産業の振興に寄与する。
- ・外郭施設整備により外来船の受け入れ体制が確保され、利用漁船による漁業資材や燃料等の購入、飲食店や温泉等の施設利用に繋がる。

6 変更後の環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項

施設整備の実施に当たり、生態系への影響を与えないように周辺環境に十分配慮する。

7 変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考
陸揚げ機械	コンブ陸揚げクレーン 2基	陸揚げ機械の導入により、採藻漁業の効率的かつ安全な陸揚作業を図る。	事業主体：ひだか漁業協同組合 (旧三石漁業協同組合) 整備年次：平成9年度
紫外線殺菌装置	紫外線殺菌装置 1基	床・選別台や魚体洗浄に使用する海水を殺菌処理することで、水産物の鮮度保持を図る。	事業主体：ひだか漁業協同組合 整備年次：平成17年
外来船厚生施設	床面積 56 m ² 、休憩施設、浴室等	外来船厚生施設を改修し、外来船の受入体制を構築する。	事業主体：ひだか漁業協同組合 整備年次：平成23年度
製氷・貯氷施設	製氷能力 15t/日(角氷)、貯氷能力 300t	製氷・貯氷施設を新設し、漁獲物の品質向上・鮮度保持を図るとともに、増加する外来船に対応した十分な氷量を確保する。	事業主体：ひだか漁業協同組合 整備年次：平成26～27年度
運搬機械	電動フォークリフト 2.5t2台	電動フォークリフトの導入により、荷捌所内専用とすることで、荷捌作業や出荷体制の効率化を図る。	事業主体：ひだか漁業協同組合 整備年次：平成28年度
船舶用給油施設	重油タンク 30k01基	利用漁船の増加に対応するため、漁船用給油の効率化を図る。	事業主体：ひだか漁業協同組合 整備年次：平成28年度